

## 令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針

公立大学法人 公立小松大学

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

### 1 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 2 適用範囲

この方針は、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）の全ての組織における物品等の調達に適用する。

### 3 対象とする施設等

この方針は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）を対象とする。（別記1）

### 4 調達を推進する物品等及びその調達目標

令和6年度に法人が調達を推進する施設等が供給する物品等及びその調達の目標は、次のとおりとする。

物品等の種別	物品等の品目	調達目標額
物品	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食料品、弁当、飲料その他施設等が供給することが可能な物品	10万円
役務	印刷、クリーニング、清掃、情報処理その他施設等が供給することが可能な役務	

### 5 調達の推進方法

施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

- (1) 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮するとともに、随意契約による調達を行う場合には、施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 施設等からの物品等の調達を円滑に進めるため、小松市等を通じ、施設等及びその供給可能な物品等に係る情報の収集を行うとともに、施設等に対する法人の物品等の発注に係る情報の提供の推進に努める。

(3) 施設等から物品等を調達するときは、その履行期限の設定等について適切な配慮に努める。

## 6 調達実績の公表

法第9条第5項の規定による公表は、事業年度終了後に、法人ホームページ等において行う。

### 別記1 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等一覧

	就労施設等の種別	就労施設等概要説明
1	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所(障害者総合支援法第5条第14項)
2	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所(障害者総合支援法第5条第13項)
3	生活介護事業所	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生活活動の機会を提供する事業所(障害者総合支援法第5条第7項)
4	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護事業を行うものに限る。) (障害者総合支援法第5条第11項)
5	地域活動支援センター	創作的活動又は生活活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所(障害者総合支援法第5条第27項)
6	小規模作業所	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
7	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
8	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
9	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

10	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体
----	----------	------------------------

※障害者総合支援法とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）の略称である。